

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

平成 25 年版消費者白書によれば、平成 24 年度における全国の消費生活相談の件数は、約 84 万件と、依然として高い水準が続いており、とりわけ高齢者の相談件数が年々増加している。

消費者に生じた財産的被害については、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその被害回復を図ることは困難を伴うことが多く、その回復の実効性を確保することが積年の課題となっているところである。

このような状況の中、今年 4 月に消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案が国会に上程され、現在、継続審議となっている。

この法律案は、消費者契約に関し共通争点を有し、相当多数発生している財産的被害について訴訟手続を 2 段階に区分し、1 段階目で内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体が訴えを提起して共通争点に関する審理を行い、その結果、事業者側の法的責任が認められた場合に、2 段階目で個々の被害者が訴訟に参加し、簡便な手続で被害額を確定して被害の回復を図る制度を創設するものである。

この制度は、消費者にとって労力や費用の面でも負担が軽減される上に、現行の消費者団体訴訟制度では認められていない損害賠償等の請求も可能となる一方で、手続の主体を特定適格消費者団体に限定し、訴訟の対象となる請求を消費者契約に関する一定の請求に限定するなど事業者に対しても配慮されていることから、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することが期待されている。

よって、国におかれては、今年 9 月に開催予定の臨時国会において、本法案についての審議を速やかに再開し、早期にその成立を図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

消費者及び食品安全担当大臣

消費者庁長官

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、一般財源総額を確保するとともに、同計画における歳出特別枠を維持すること。
- 2 地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策誘導手段として用いることは避けること。また、地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- 3 国と地方の間の税財源配分の是正を図り、まずは国と地方の税源配分を5対5とするとともに、その中で市民税のより一層の充実を図ること。
- 4 固定資産税の安定的な確保を図り、償却資産に対する課税等について現行制度を堅持すること。
- 5 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- 6 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣

福島第一原子力発電所の汚染水流出問題への緊急対策を求める意見書

福島第一原子力発電所において放射能で汚染された大量の水が流出している問題について、東京電力株式会社は、流出したストロンチウム90の量は10兆ベクレル、セシウム137の量は20兆ベクレルにも上るという試算を今年8月に発表し、原子力規制委員会も問題の深刻さを示す国際原子力事象評価尺度をレベル3（重大な異常事象）とする決定を行うなど深刻な事態が続いている。

このような状況の中、政府は、9月3日に汚染水問題に関する基本方針を取りまとめるとともに、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を設置するなどの体制の整備及び強化を行っているところであり、問題の抜本解決に向けた取組を確実に実行し、対策に万全を期することが強く求められている。

よって、国におかれては、現在の深刻である事態から抜け出し、汚染水を確実に制御できるようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 事態が深刻であるという認識の下、汚染水を始めとする事故対策を抜本的に改めること。
- 2 事故対策については政府が全責任を負うという立場で、東京電力株式会社にあらゆる手立てを講じさせるとともに資料を積極的に公開させ、専門的英知を結集して地下水構造の調査及び解明並びに対策の技術的検証を行うこと。
- 3 原子力規制委員会は、国民の安全を最優先し、総力を挙げてその安全の確保を図るために必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

経済産業大臣

環境大臣

原子力防災担当大臣

福島原発事故再生総括担当大臣

意見書案第14号

若い世代が安心して就労できる環境の整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年9月30日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 東正則

〃 後藤晶一

〃 為谷義隆

若い世代が安心して就労できる環境の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化により若い世代の暮らし方や働き方が変化して、非正規労働者や共働き世帯が増える中、若い世代においては、本来望んでいる仕事と生活の調和を実現させられず、理想と現実の隔たりに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者や仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境が原因で働き続けることができない事例の増加など、若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増していることから、今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境の整備が求められている。

よって、国におかれては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取組を進めるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 世帯収入の増加に向けて、正規雇用と非正規雇用の間の格差是正、子育て支援など総合的な支援を行うとともに、最低賃金の引上げに向けた環境整備を進めること。
- 2 労働環境が悪いために短期間で離職する若者が依然として多いことから、若年労働者に過酷な労働環境を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合は立入調査を実施し、悪質な場合には企業名を公表するなどの対策を強化すること。
- 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、勤務する地域又は労働時間を限定した正社員制度、テレワーク、在宅勤務等の導入を促進するなど、多様な働き方の普及及び拡大に向けた環境整備を進めること。
- 4 仕事、子育て等に関する行政サービスについて、若い世代への支援策がより有効に実施されて活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第15号

消費税増税の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年9月30日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石川建二
	〃	勝又光江
	〃	竹間幸一
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵
	〃	竹田宣廣

消費税増税の中止を求める意見書

昨年8月に成立した消費税増税の関連法においては、平成26年4月から消費税を8%に増税するとしているものの、増税に当たっては、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるとしている。

しかしながら、増税の中止や延期等をすべきという意見が7割以上を占めるとする世論調査があるだけでなく、政府内においても予定どおりの増税に慎重な意見が見られ、また、大手小売業者やこれまで増税を主張してきた大手新聞社の中にも増税を見送るべきとする意見を表明するところが出てきている。

このような状況の中、安倍首相は、経済状況の判断に当たっては、今年4月から6月期の経済指標を最重視するとしていたが、平成9年の増税を上回る史上最大規模の大増税を僅か3箇月の経済動向で判断することは許されることではない。

今年9月3日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査では、14箇月連続で所定内給与は減少しており、また、長期にわたる不況の下で、中小企業が消費税だけでなく円安による原材料価格の上昇分を価格転嫁できないという厳しい状況の中、消費税の増税を行うことは、国民の暮らしや中小企業の経営を破壊しかねない。

また、平成9年に消費税を2%増税した際には、個人消費を冷え込ませた上、歳入面では法人税及び所得税を減税し、歳出面では大型公共事業を行うという景気対策を行った結果、消費税の増税分以上に他の税収の減少を生じさせ、国と地方の債務残高を大幅に拡大させた。

よって、国におかれては、過去の苦い経験を踏まえ、同じ過ちを繰り返すことなく、来年4月からの消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣